

社会福祉法人 平成会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条並びに第22条の規定に基づき、役員及び評議員、顧問（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の定義)

第3条 常勤役員とは、原則、定期的に週4日以上勤務し、常時、この法人の業務に従事する役員とする。但し、法人の代表者については、指揮命令系統の観点から定期的な出勤をもって法人の業務に従事したとは限定するものではないものとする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬又は費用を弁償することができる。
尚、賞与及び退職手当は支給しない。但し、慰労金は別表6に基づき支給する。

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

但し、法人の財務状況、その責任の度合い及びその者の経歴、経験並びに勤務態様等を考慮して別表1に定める額を増減し支給することができる。尚、この場合には評議員会の承認を受けて行うこととする。

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、別表第5に定める算式に算出される額等

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤の実態に応じ、職員給与規程第33条の規定に準じて、通勤手当を支給する。

(出張旅費)

第7条 常勤役員には、法人業務のため出張する場合には、職員の出張旅費規程に準じて支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第8条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表3に定める額

ただし、職務の態様から年間報酬を支給することが適當と認められる場合には、別表4に定める額の範囲内の報酬を支給することができる。

(2) 理事会において、法人の定款施行細則第52条にある本部役員等に選任された非常勤役員等の報酬は、別表3の(5)に定める額。

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員の出張旅費規程に準じて旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、職員給与規程に準じて、毎月月末の前日とする。但し、当日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日に支払う。

(2) 賞与については、職員給与規程に準じて、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡等により、退職した月の翌月末に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。但し、非常勤役員等にあって前条第1号ただし書きにより、年間報酬を支給することが適當と認められる場合は、前項に準ずる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(実施細則)

第11条 報酬の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、職員給与規程に準じることとする。

(公表)

第12条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年5月21日制定。適用は、平成20年6月1日からとする。
- 2 この規定は、平成28年 8月 1日改正。
- 3 この規定は、平成29年 6月28日改正。
4. この規定は、平成30年 3月 1日改正。
5. この規定は、令和元年 6月18日改正。
6. この規定は、令和3年 6月18日改正。
7. この規程は、令和5年 6月20日改正

別表1（常勤役員の報酬）

※職員給与規程の本俸給料表別表第1を準用

役職名	報酬月額
理事長	月額 1,500,000 円を超えない範囲で評議員会が決める額
副理事長	
業務執行理事	月額 1,000,000 円を超えない範囲で評議員会が決める額
専務理事	
常務理事	月額 800,000 円を超えない範囲で評議員会が決める額
特命・特任理事	
理事	月額 600,000 円を超えない範囲で評議員会が決める額

別表2（常勤役員の賞与）

※賞与については、原則、職員賞与と同じ支給率とする。

6月の賞与	報酬月額 × 職員賞与支給率（施設長と同支給率）
12月の賞与	報酬月額 × 職員賞与支給率

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1)理事

	日額報酬
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務ための出勤 4時間以内	10,000円
4時間以上	20,000円

※報酬は手取り額とし、税金は別途乙欄にて計算するものとする。

(2)監事

	日額報酬
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務ための出勤 4時間以内	10,000円
4時間以上	20,000円

※報酬は手取り額とし、税金は別途乙欄にて計算するものとする。

(3)評議員

	日額報酬
評議員会等会議への出席	5,000円

※報酬は手取り額とし、税金は別途乙欄にて計算するものとする。

(4)顧問、評議員選任・解任委員等

	日額報酬
会議等への出席	5,000円

※報酬は手取り額とし、税金は別途乙欄にて計算するものとする。

(5)非常勤本部役員等

	日額報酬
法人及び施設業務ための出勤 4時間以上	50,000円

別表4（年間報酬を支給することが適用と認められる場合の報酬）

報酬	年額6,000,000円超えない範囲で評議員会が決める額
----	------------------------------

※但し、職務の態様によるが4週間を平均して週1日以上を所定勤務が原則とする。

別表5（常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額 × 在任年数支給率 (*1)

※但し、職員から退職手当の支給を受けることなく引き続き役員となった者については、定年に達した日の属する月の末日までの役員としての在任期間を職員としての勤続期間とみなして職員の退職手当に関する規則の規定する退職手当を支給する。
その期間については、役員としての退職手当との併給はしない。

(*1 在任年数支給率) 職員退職金規程に準じる

在任年数	支給率	在任年数	支給率	在任年数	支給率
1年	0.54	11年	7.992	21年	19.98
2年	1.08	12年	8.784	22年	21.06
3年	1.62	13年	9.576	23年	22.14
4年	2.16	14年	10.368	24年	23.22
5年	2.70	15年	11.16	25年	30.375
6年	4.05	16年	11.952	26年	30.375
7年	4.725	17年	12.744	27年	30.375
8年	5.40	18年	13.536	28年	30.375
9年	6.075	19年	14.328	29年	30.375
10年	6.75	20年	18.90	30年	30.375

※支給率は在任年数25年を限度とし、以降は在任年数25年の支給率と同率とする。

上記在任年数は1ヶ年単位とする。端数は切り捨てる。

別表6（非常勤役員等の慰労金）

(1) 理事・監事が退任した場合は次のとおり、慰労金を支給する。

	金額
2期勤めた場合	20,000円
3期勤めた場合	30,000円
4期勤めた場合	40,000円
5期～7期勤めた場合	60,000円
8期以上務めた場合	100,000円

※慰労金は手取り額とし、税金は別途乙欄にて計算するものとする。

(2) 評議員が退任にした場合は、次のとおり、慰労金を支給する。

	金額
1期勤めた場合	20,000円
2期勤めた場合	30,000円
3期以上	50,000円

※慰労金は手取り額とし、税金は別途乙欄にて計算するものとする。

※ 但し、平成29年4月以前から役員等に就任している期間も含むとする。

(1期の期間は平成29年4月以降の新法によるもとする)